

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」における電力買取に関する公開質問状への回答

2003.8.20.付：取りまとめ責任・GEN

電力会社	回答日	回答者	1) 「電気のみ」の価値」の算定根拠について (各電力会社共通)
北海道電力	8月4日	営業部 電力購入グループ	新エネルギー等電気を購入することにより削減される「火力発電燃料費相当」での購入となる。
東北電力	8月4日	企画部新エネルギー グループ	新エネルギー等からの電気を購入することにより、火力発電電力量が削減されることから、火力発電の燃料費相当額と評価している。
北陸電力	8月11日	営業推進部	新エネルギー等電力を購入することで、火力発電電力量の削減が可能となるため、火力発電の燃料費相当としている。(* 買取りの季時別料金価格表を添付。価格は毎年見直し。平日昼間時間帯：夏季・3.3円、その他季・2.9円、その他時間帯：夏季・1.7円、その他季・1.7円)
東京電力			回答待ち
中部電力	7月31日	販売本部大口営業部 電力受給グループ	電気の購入により、火力発電所で発電しなければならない燃料費が軽減されるとの考えから、火力燃料費相当をベースに購入単価を設定している。
関西電力	7月31日	企画室設備 グループ	新エネルギー等電気相当量を除く電気のみを、火力発電の燃料費相当として評価している。重負荷時間帯(夏季昼間：7/1-9/30の10:00-17:00)4円10銭、昼間時間帯(夏季及び日祝以外の8:00-22:00)4円、夜間時間帯(夏季及び昼間時間帯以外)2円70銭という単価を設定している。価格は毎年見直し。
中国電力	7月31日	経営企画室 取引調査担当	余剰電力を購入することで、火力発電電力量を抑制することになるため、火力発電燃料費相当を「電気のみ」の価値」としている。
四国電力	8月1日	営業推進本部営業部 需給グループ	新エネルギーからの電力により、火力燃料の焼き減らしが可能になることから、焼き減らし火力燃料費相当としている。
九州電力	7月31日	お客さま本部営業部 電力購入グループ	電気を受給することにより、火力発電電力量が抑制されるため、「電気のみ」の価値」は、火力発電燃料費平均単価相当としている。
沖縄電力	8月4日	営業部営業グループ	新エネルギー等発電設備から電気を購入することにより、火力発電電力量が抑制され、火力燃料費の減少が図られることから、火力燃料費相当として評価している。
北海道電力	2) 北海道電力のみ：「25万kW制限」の根拠に関する詳細説明について		
	昨年8月に公表済みの「風力発電電力傾倒連系15万kWの技術検証」は、実績データをもとに電力品質への影響と連系量評価を行ったものである。検証は、H12年度からH13年度にかけてNEDOが実施した「風力発電電力系統安定化等調査」の報告内容・手法に基づいている。結果は当社HPに掲載するなど、透明性・公平性の観点からも十分に配慮しているものと認識。		
	3) 北海道電力のみ：「25万kW制限」の妥当性に関する途中検証について		
	昨年実施した技術検証の結果では、H13年11月からH14年3月までの風力データ(連系量約15万kW)を用い、NEDO安定化等調査による知見を基に風力発電の出力変動分析および出力変動が周波数に与える影響(短周期周波数シミュレーション)、出力変動が需給計画・運用面に与える影響(長周期需給シミュレーション)を行った。結果として、15万kWまでの連系では電力品質を低下させることなく運用可能であることを確認し、25万kWまで拡大可能という結論になった。		
	4) 北海道電力のみ：2003年4月16日に実施された8万kW枠抽選に関して： 「抽選開催説明会の方法」、「抽選方法の決定」、「当日の様子」		
	抽選開催説明会の方法：H15年1月20日に実施した『風力発電プロジェクト募集概要説明会』において、募集合計が募集枠を超過した場合は、抽選により候補を決定することとし、具体的な抽選方法は当日に公表すると説明した。また、複数プロジェクトを応募する事業者は、自ら優先順位を付して申し込みしてもらうこととした。『風力発電プロジェクト募集要領』にもその旨記載している。		
抽選方法の決定：公平・公正な選定となるよう、抽選対象は、事業者ではなく実現確実なプロジェクトとし、一事業者の応募件数および応募kWに制限は設けていない。また、新エネルギーの普及・拡大を目的として、新エネ利用特措法を十分に考慮した上、抽選方法を決定している。			
当日の様子について：弊社より抽選方法・プロジェクト決定までのプロセスについて説明し、事業者から質問を受け、ご理解いただいた上で、抽選を実施している。			
東北電力	2) 東北電力のみ：2,000kW未満の風力発電に対する抽選実施の根拠について		
	今年度、2,000kW以上の入札とは別枠に、2,000kW未満の風力発電については、新エネ利用特措法における「電気」のみ受け入れることにした。出力変動の激しい風力発電については、段階的に受け入れる必要があるため、今年度の受入量をこれまでの申し込み量の年間平均量を考慮し1万kWにするとともに、連系の優先順位を決める必要がある場合には、公平な抽選によることとしている。		